

## 静岡県告示第646号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年10月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

内浦加入区（内浦区域の小、中型まき網漁業区分）

1 届出年月日

令和5年10月17日

2 発起人の住所及び氏名

沼津市内浦三津17-2

大沼 実

沼津市内浦小海30-13

海勢組 代表 増田 秀彌

3 区域

内浦区域

4 区分

小、中型まき網漁業区分